

議案第41号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月19日

三朝町長 吉田秀光

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合は、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。）を削る。

改正後	改正前
第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略	第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略

<p>(3) 財務課 ア及びイ 略 <u>ウ 情報基盤の管理及び運用に関する</u> <u>こと。</u> エ 略 (4) 略 (5) 町民課 ア～オ 略 (6)及び(7) 略 (8) 企画観光課 ア～ウ 略 エ 情報化の推進に関すること。 オ～コ 略 (9) 建設水道課 ア 略 イ 住宅に関すること。 ウ～キ 略</p>	<p>(3) 財務課 ア及びイ 略 ウ 略 (4) 略 (5) 町民課 ア～オ 略 <u>カ 町営住宅の管理に関すること。</u> (6)及び(7) 略 (8) 企画観光課 ア～ウ 略 エ <u>情報基盤の管理及び運用並びに情</u> <u>報化の推進に関すること。</u> オ～コ 略 (9) 建設水道課 ア 略 イ <u>住宅(町営住宅の管理を除く。)</u>に 関すること。 ウ～キ 略</p>
---	---

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。